

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成19年 2月 5日作成)

法令名	北海道立工業技術センター条例
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	使用の承認
法令の定め	北海道立工業技術センター条例第8条第1項 工業技術センターの施設等を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
審査基準	別紙のとおり。
標準処理期間	総期間 1日・月(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 日・月()
処分担当課	北海道立工業技術センター (電話番号:0138-34-2600)
申請先	北海道立工業技術センター (電話番号:0138-34-2600)
備考	

(別紙)

北海道立工業技術センターの使用の承認に係る審査基準及び申請
に対し承認するまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）

審 査 基 準	標準処理期間
<p>1 使用承認申請書が、北海道立工業技術センター（以下「工業技術センター」という。）が開館している日及び時間内に提出されたかどうか。</p> <p>2 使用しようとする日、時間及び機器・会議室等について使用の妨げとなる次のような事由（使用障害事由）がないかどうか。</p> <p>(1) 当該使用機器・会議室等が工業技術センター事業等（研究開発業務など）に使用されている場合。</p> <p>(2) 当該使用機器・会議室等が、他の申請者等に使用承認されている場合。</p> <p>(3) 工業技術センターの施設の改修工事等のため、一般の使用に供することが困難な場合。</p> <p>3 センター条例第9条により使用を不承認とすべき次に列挙する事由（使用不承認の事由）等がないか。</p> <p>(1) 使用の目的が工業技術センターの設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 工業技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他工業技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。</p>	<p>原則として使用承認申請書が提出された日</p> <p>原則として使用承認申請書が提出された日</p> <p>過去に使用の不承認の実績がなく、工業技術センター条例第9条に列挙されている事由がある場合は、北海道と協議の上、指定管理者が速やかに判断し、処理する。（標準処理期間は設定しない。）</p>